

ID: 174

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町交流館設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成14年 条例第2号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第四条 社を利用しようとする者で団体(十人以上)利用の場合は予約を原則とし、予め町長の許可を得るものとする。ただし、個人利用の場合は、この限りでない。 2 町長は前項の許可にあたり、管理運営上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 第5条の規定による。 (利用の不許可) 第五条 町長は次の各号の一に該当するときは、社の利用を許可しない。 一 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき。 二 施設、備品等を損傷し、又は滅失する恐れがあると認めるとき。 三 私的営利を目的に物品の販売若しくは陳列等すると認めるとき。ただし、町内に住所を有する農業経営者等が生産及び加工等をしたものは、この限りでない。 四 その他、町長が不適當と認めたとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日